

富裕層包囲網☆財産債務調書

「財産及び債務の明細書」から「財産債務調書」へ

これまでも確定申告書を提出しなければならない方で所得金額が 2,000 万円を超える場合は、「財産及び債務の明細書」の提出が求められていました。今度の確定申告より国税通則法の改正にともない、その提出書類が「**財産債務調書**」に変更されました。似たような名称ですが(明細書→調書)、少し提出要件および取扱いが異なります。

まず、これまでの財産及び債務の明細書は、国税当局が税務調査する権限である質問検査権がおよびませんでした。新たな**財産債務調書には質問検査権が認められます**。つまり、財産債務調書を提出する義務のある人に対して国税当局は、財産及び債務に関する帳簿書類などを調べたり、必要な書類を提出させることができるのです。

では、この財産債務調書を提出しなければならない者の基準ですが、①その年の**各種所得金額の合計額が 2,000 万円を超え、かつ** ②その年の 12 月 31 日において「**資産総額3億円以上**」または「**保有有価証券等1億円以上**」を持っている人となりました。改正前の財産及び債務の明細書は、確定申告書を提出する人で、その年分の総所得金額が 2,000 万円を超える場合に提出義務があったので、財産債務調書になり資産保有の要件が加わり、一面では少し緩和されています。しかし①と②の基準のいずれも満たす方の場合、同じく税制改正で導入された「**国外転出をする場合の譲渡所得等の特例**」(いわゆる「**出国税**」、富裕層包囲網第 2 弾)の潜在的適用者として税務当局に把握されることになります。

平成 27 年分から提出が必要

財産債務調書では、記載内容が見直され、「**財産の種類**」「**数量**」「**金額**」「**財産の住所**」「**有価証券等の銘柄及び時価**」などを記載する必要があります。かなり詳細内容が求められ、預金などの現金ならまだしも、有価証券等の時価などは調査にかなり手間がかかる作業となります。上場企業株式なら、市場価格が時価になりますが、未上場株式などは毎年、株価を算定しなくてはなりません。これは平成 28 年1月1日以降から適用されるので、提出が必要な人は、来年の確定申告からかなり大変な作業が求められます。未上場株の株価算定や外国債権の評価算定など、税理士などの専門家の手間が増えそうです。

財産債務明細書は、未提出でも重い罰則がなかったのですが、**財産債務調書は提出忘れにはかなり重いペナルティー**があります。もし未提出だったり、提出していても修正申告に関わる財産などの記載がない場合は、過少申告加算税(税差額 50 万円まで 10%、50 万円超分は 15%) または無申告加算税(税額 50 万円までは 15%、50 万円超分 20%)の額がさらに 5%加算されます。一方で、素直に提出していれば、過少申告加算税および無申告加算税は、5%軽減されます。つまり金額はともかく、**漏れなく記載することが重要**になるようです。

提出期限までに正確な評価額算定が間に合わなくて、とりあえず概算額で提出するとどうなるのでしょうか？**虚偽記載についての罰則規定は設けられていません**。一方、富裕層に同様に義務付けられた「**国外財産調書**」では、虚偽記載(および不提出)に関して原則1年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金(国外送金等調書法 10①②)が課されます。ということは、財産債務調書においては、とりあえず全財産を漏れなく提出しておけば、最悪ペナルティーは回避できる、という解釈も成り立つようです。